

日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト

認定基準に関する事務取扱細則

(目的)

第 1 条 この細則は公益社団法人日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト規程（以下「規程」と略）の「4. 認定の基準」のハで規定する「日測協会長がこれと同等以上と認める条件」に該当する場合について具体的に定め、もって認定事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 条 本細則の第 4 条以下の条件を満たす者は、認定基準ハを満たすものとする。

(本細則と認定委員会の関係)

第 3 条 認定委員会は、認定を受けようとする者がこの細則の次条以下で規定する条件に係る者である場合は、当該者が、これらの条件に該当するか否かについて審査し、会長は当該審査結果に基づいて認定を行うものとする。

(大学の理工学・医学系等以外を卒業し学士の称号を有する者)

第 4 条 大学の理工学・医学系等以外を卒業し学士以上の称号を有する者は、規程 4 のロにかかわらず作業環境管理その他の労働衛生管理に関して 7 年以上の実務経験を有し、且つ「第 1 種作業環境測定士」または「労働衛生コンサルタント」の資格のいずれか又は両方を有すること。

(高等専門学校の理工学・医学系等を卒業し準学士の称号を有する者)

第 5 条 高等専門学校を卒業し準学士の称号を有する者は、規程 4 のロにかかわらず作業環境管理その他の労働衛生管理に関して 7 年以上の実務経験を有し、且つ「第 1 種作業環境測定士」または「労働衛生コンサルタント」の資格のいずれか又は両方を有すること。

(最終学歴が高等学校卒業である者)

第 6 条 最終学歴が高等学校卒業である者は、規程 4 のロにかかわらず作業環境管理その他の労働衛生管理に関して 9 年以上の実務経験を有し、且つ「第 1 種作業環境測定士」または「労働衛生コンサルタント」の資格のいずれか又は

両方に加え、これらを除く認定基準イに記載の資格の一つを有すること。

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める条件に係るもの)

第 7 条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める条件を満たし理工学・医学系等学士の称号を得た者。

附則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。